

第105期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月27日（日曜日）
午後1時（開場：午後0時20分）

場所

東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門
（会場が変更になる場合がございます）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

目次

第105期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	28
計算書類	39
監査報告書	42

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。議決権行使については、本書4ページをご覧ください。
- 株主総会にご出席の株主様へお配りするお礼の品（お土産）は中止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応、当日のインターネットによるライブ配信については、本書6ページをご覧ください。
- 当日の状況によっては、入場を制限させていただきます場合がございます。

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、代表取締役社長に就任いたしました和里田聰でございます。

はじめに、当社の業務委託先の元従業員が不正行為を起こした問題により、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。事態を厳粛に受けとめ、全力を挙げて再発防止を徹底し、信頼回復に努めていく所存です。

当事業年度の国内株式市場は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により低迷した日本経済とは異なり、世界各国の大規模な金融緩和や経済対策等を背景に、堅調に推移しました。2月には日経平均株価が約30年半ぶりの30,000円台を記録し、当社の主たる顧客層である個人投資家にとっては、良好な相場環境だったのではないかと思います。

オンライン証券業界においては、コロナ禍によるオンライン中心のコミュニケーションの広がりを背景に、事業としての優位性は高まっており、良好な相場環境も相まってオンライン証券会社の口座開設数は大きく伸びました。引き続き個人投資家の裾野拡大に資するような「顧客体験価値を高める商品・サービス」を提供してまいります。

「お客様の豊かな人生をサポートする」という企業理念のもと、ご期待に添えるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月



代表取締役社長

和里田 聰

証券コード 8628
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 和里田 聡

招集ご通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類等

事業報告

計算書類等

ご参考

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛等が強く要請されているのはご承知のとおりです。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。詳細については本書6ページをご覧ください。

株主様におかれましては、株主総会当日のご来場をお見合わせいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月27日（日曜日）午後1時（午後0時20分開場）
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、入場制限や会場の変更を行う場合がございます。その場合には、当社ウェブサイトでご案内いたします。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第105期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

●株主総会にご出席の株主様へお配りするお礼の品（お土産）は中止させていただきます。

以 上

議決権行使のご案内

▶ 書面またはインターネット等でご行使ください

■ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ インターネット等による議決権行使

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

▶ 株主総会に当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 2021年6月27日（日曜日）午後1時

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネット等による議決権行使は、2021年6月25日（金曜日）の午後5時30分までに行使されるようお願い申し上げます。

お問い合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電 話 0120 (652) 031

受付時間 9:00~21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120 (782) 031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

(お知らせ)

- 1.法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の①「会社の新株予約権等に関する事項」②「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の③「個別注記表」を当社ウェブサイト (<https://www.matsui.co.jp/company/ir/stockholder/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査した事業報告及び計算書類には、上記①から③までを含んでおります。また、会計監査人が監査した計算書類には、上記③を含んでおります。
- 2.事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.matsui.co.jp/company/ir/stockholder/meeting/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- 感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。上記に伴い、お礼の品（お土産）は中止させていただきます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 当日の様子は、インターネットによるライブ配信によりご覧いただけます。詳細は、下記ウェブサイトに掲載いたします。

<来場される株主様へのお願い>

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、会場受付において非接触型体温計にて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただきます。また、体調がすぐれない株主様につきましても、同様のお願いをする場合がございます。ご了承ください。
- 感染予防のため、株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。
- 政府の要請等により、会場の座席数を大幅に減らすなど、規模を縮小して開催いたします。そのため、定員に達した段階で入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 同様に、株主総会会場が使用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、下記ウェブサイトにてご案内いたしますので、本株主総会前日にご確認くださいようお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、下記の当社ウェブサイトにてお知らせします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

<コロナウイルス対応、ライブ配信の情報掲載先>

<https://www.matsui.co.jp/company/ir/stockholder/meeting/>



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上且つ純資産配当率（DOE）8%以上を毎期配当していくことを基本方針としております。

第105期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 5,139,195,120円

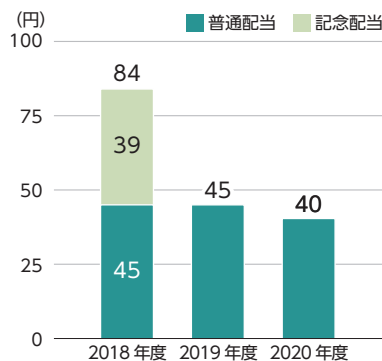
なお、中間配当金（1株につき20円）を含めました1株当たりの年間配当金は40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

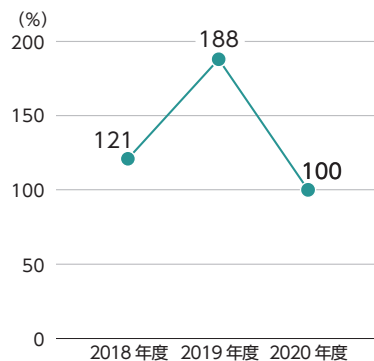
2021年6月28日

配当の状況

■ 1株当たり年間配当金

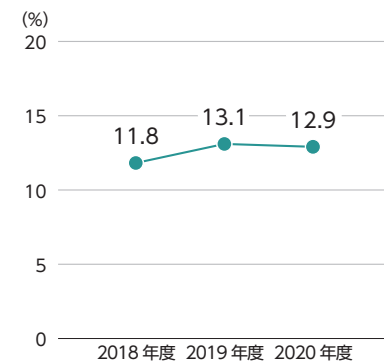


■ 配当性向



※普通配当に対する実績

■ 純資産配当率 (DOE)



※普通配当に対する実績

【第2号議案から第8号議案に共通する参考事項】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実及び更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第8号議案は、いずれも当該移行に関するものですので、これらをご提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要及び当社が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申し上げます。

■ 監査等委員会設置会社の概要

監査等委員会設置会社では、現行の監査役会に代わり、監査等委員である取締役3人以上で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。

監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の決定全般に関与することができます。加えて、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限を有していることなどにより、監査等委員会設置会社においては業務執行者に対する監督機能が強化されているといえます。

また、監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に規定されている場合には、重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社移行後は、業務執行に対する監督が取締役会の役割の中心になるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となります。

■ 移行する理由

当社は、監査等委員会設置会社に移行することで、委員の過半数が社外取締役に構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第16条 (条文省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
(員数) 第17条 当社の取締役は、15名以内とする。	(員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役に除く。)</u> は、15名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(新 設)	
(選任) 第18条	(選任) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(条文省略)	② (現行どおり)
② (条文省略)	③ (現行どおり)
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役に除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>④ <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第22条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	(削 除)
<p>(監査役)</p>	(削 除)
<p>第25条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	
<p>② 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(選任)</p>	(削 除)
<p>第26条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる</p>	
<p>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</p>	
<p>その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任期)</p>	(削 除)
<p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度</p>	
<p>のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</p>	
<p>でとする。</p>	
<p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期</p>	
<p>は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>③ 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠</p>	
<p>監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年</p>	
<p>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定</p>	
<p>時株主総会開始の時までとする。</p>	
<p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、</p>	
<p>退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただ</p>	
<p>し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の</p>	
<p>ものに関する定時株主総会終結の時を超えることはで</p>	
<p>きない。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	(削 除)
<p>第28条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削 除)
<p>第29条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前ま</p>	
<p>でにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるとき</p>	
<p>きは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>(監査役会規程)</p>	(削 除)
<p>第30条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に</p>	
<p>別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査</p>	
<p>役会規程による。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) 第26条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第27条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第105期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1	再任 和里田 聡 <small>わ り た あきら</small>	男性	代表取締役社長
2	再任 鵜澤 慎一 <small>う ざわ しん いち</small>	男性	常務取締役コーポレート部門担当役員
3	再任 佐藤 邦彦 <small>さ とう くに ひこ</small>	男性	取締役IT部門担当役員
4	再任 雑賀 基夫 <small>さい が もと お</small>	男性	取締役法務・コンプライアンス部門担当役員
5	再任 柴田 誠史 <small>しば た まさ し</small>	男性	取締役事業部門担当役員 兼 IT部門担当役員 (IT戦略担当)
6	再任 芳賀 真名子 <small>は が ま な こ</small>	女性	取締役人事・総務部門担当役員
7	再任 田中 豪 <small>た なか たけし</small>	男性	取締役営業部門担当役員
8	再任 松井 道太郎 <small>まつ い みち た ろう</small>	男性	取締役戦略部門担当役員
9	再任 井川 元雄 <small>い がわ もと お</small>	男性	社外 独立 取締役
10	再任 安念 潤司 <small>あん ねん じゅん じ</small>	男性	社外 独立 取締役
11	再任 小 貫 聡 <small>お ぬき さとし</small>	男性	社外 独立 取締役

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">和里田 聡 (1971年6月16日生) 10,000株</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>和里田聡氏は、当社に入社以降、営業部門の担当役員として、マーケティング戦略、新規事業戦略、広報戦略を立案・遂行し、経営管理・IRを統括するなど、会社経営の重要な部分を担ってきました。代表取締役社長就任後は、従来の経営基盤をさらに強化し、更なる顧客基盤の強化を実現すべく、サービス及び組織と体制の強化に取り組んで参りました。引き続き当社の経営全般を牽引する代表取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としていたしました。</p>	<p>1994年3月 一橋大学商学部卒業</p> <p>1994年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社</p> <p>1998年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社</p> <p>1999年9月 UBS証券会社入社</p> <p>2006年4月 当社入社</p> <p>2006年5月 当社IR室長</p> <p>2006年6月 当社取締役就任IR室長 兼 事業法人担当役員</p> <p>2011年5月 当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長 (営業開発部、RTGS事業部、顧客サポート部管掌)</p> <p>2017年6月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員 (営業開発部管掌)</p> <p>2019年4月 当社専務取締役営業推進部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)</p>
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">鵜澤 慎一 (1973年7月19日生) 47,070株</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鵜澤慎一氏は、長年に渡り当社の財務部門を牽引し、財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しております。また、証券決済業務の責任者としての豊富な経験を有するほか、与信管理体制の構築及び強化を担って参りました。加えて、当社の重要な課題であるセキュリティの強化について、システムリスク管理全般の強化のために必要な体制の再構築を主導するとともに、モニタリングの強化を担い、当社の信頼性の向上に努めております。また、経営会議の一員として経営の中核を担っております。引き続き当社の企業価値向上に適任と考え、取締役候補者としていたしました。</p>	<p>1996年3月 東京大学農学部卒業</p> <p>1996年4月 新王子製紙株式会社入社</p> <p>2000年3月 東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了</p> <p>2001年8月 当社入社</p> <p>2004年5月 当社財務部長</p> <p>2006年6月 当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員</p> <p>2007年3月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専門職学位課程修了</p> <p>2012年4月 当社取締役財務部長</p> <p>2020年6月 当社常務取締役就任財務部長</p> <p>2020年8月 当社常務取締役コーポレート部門担当役員 (現任)</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">佐 藤 邦 彦 (1971年2月5日生) 25,940株</p>	<p>1989年3月 神奈川県立商業工業高等学校卒業 1989年4月 山一証券株式会社入社 1998年9月 当社入社 2004年9月 当社システム部長 2006年6月 当社取締役就任システム企画部長 兼 品質管理担当役員 2011年5月 当社取締役システム部担当役員 2020年8月 当社取締役IT部門担当役員 兼 IT推進部長 2020年11月 当社取締役IT部門担当役員 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 佐藤邦彦氏は、証券業界において長年の経験があり、証券業に関する豊富な見識を有しております。また、黎明期より当社のオンライン取引部門を牽引し、当社のみならず証券システム及びオンライン取引全般に精通しております。オンライン証券である当社においてシステムは生命線であり、同氏の経験と能力は必要不可欠であると考え、取締役候補者といたしました。</p>
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">雑 賀 基 夫 (1970年8月11日生) 6,168株</p>	<p>1993年3月 大阪市立大学法学部卒業 1993年4月 大阪証券取引所入所 2000年3月 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了 2002年2月 当社入社 2007年3月 当社コンプライアンス部長 2016年6月 当社取締役就任コンプライアンス部長 2019年4月 当社取締役コンプライアンス部長 兼 内部監査室担当役員 2020年8月 当社取締役法務・コンプライアンス部門担当役員 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 雑賀基夫氏は、大阪証券取引所での経験により、証券業に関する法令等に精通し、専門的な見識を有しております。また、長年に渡り当社コンプライアンス部門を牽引し、当社の重要課題の一つであるコンプライアンス体制の強化を担い、信頼性の向上に努めて参りました。引き続き当社のコンプライアンスの強化に適任であると考え、取締役候補者といたしました。</p>
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">柴 田 誠 史 (1978年6月8日生) 4,137株</p>	<p>2001年3月 早稲田大学商学部卒業 2001年4月 当社入社 2012年4月 当社営業開発部長 兼 RTGS事業室長 2012年12月 当社営業開発部長 2017年6月 当社取締役就任営業開発部長 2019年4月 当社取締役営業開発部担当役員 兼 人事総務部担当役員 2020年6月 当社取締役営業開発部担当役員 2020年8月 当社取締役事業部門担当役員 兼 IT部門担当役員 (IT戦略担当) (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 柴田誠史氏は、当社のシステム、営業開発部門において長年の経験を有し、様々な新規事業や新規サービスを他社に先駆けて立案し、実現してきたほか、デジタルトランスフォーメーションの推進による業務変革を主導して参りました。これまで培った経験により、今後も当社のイノベーションを牽引することを含め、当社の成長戦略の立案・遂行に貢献することを期待して、取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">芳賀真名子 (1963年9月2日生) 5,000株</p>	<p>1986年3月 一橋大学社会学部卒業 1986年4月 JPモルガン入社 1989年9月 ジェームス・ケペル証券会社入社 1992年4月 S.G.ウォーバーク証券会社入社 1995年5月 クラインオートベンソン投資顧問株式会社入社 1998年7月 メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社入社 2002年5月 フィデリティ投信株式会社入社 2006年3月 フィデリティ投信株式会社、フィデリティ証券株式会社財務部長 2016年6月 フィデリティ投信株式会社、フィデリティ証券株式会社取締役就任財務部長 兼 社長室ビジネスマネージャー 2017年6月 当社顧問就任 2017年11月 プリティッシュ・スクール・イン・東京入職 2019年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社取締役人事総務部担当役員 2020年8月 当社取締役人事・総務部門担当役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 芳賀真名子氏は、証券及び投資信託業界において長年の経験があり、財務、ビジネス企画、業務プロセス構築、人材育成等について豊富な見識を有しております。2020年度からは人事総務部門を牽引し、当社の行動規範の一つである「個を活かし働きやすい職場環境を作る」の実践を担いました。今後もその経験と見識が役職員による行動規範の実践を支援し、ひいては、新たな価値を創造していく原動力となることを期待して、取締役候補者となりました。</p>
7	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">田中豪 (1970年12月26日生) 0株</p>	<p>1995年3月 専修大学経済学部卒業 1995年4月 当社入社 2005年7月 営業推進部長 2006年1月 当社退社 2009年11月 当社入社コンプライアンスグループ 2013年4月 当社営業推進部長 2020年6月 当社取締役就任顧客サポート部担当役員 兼 営業推進部長 2020年8月 当社取締役営業部門担当役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 田中豪氏は、証券業界において長年の経験があり、証券業務全般に関して豊富な見識を有しております。当社に入社以来、個人顧客向けの対面営業、コンプライアンス業務、顧客サポート業務、マーケティング業務等の分野で手腕を発揮して参りました。2020年度からは取締役として営業部門を牽引しております。これまで培った知識と経験を活かし、引き続き当社の成長戦略を立案・遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
8	<p>再任</p> <p>まつ い みち た ろう 松 井 道 太 郎 (1987年8月2日生) 5,262,400株</p>	<p>2013年3月 早稲田大学大学院政治学研究所修士課程修了</p> <p>2013年4月 株式会社QUICK入社</p> <p>2018年4月 当社入社</p> <p>2018年6月 当社コンプライアンス部</p> <p>2019年1月 当社社長直轄プロジェクト担当</p> <p>2020年6月 当社取締役就任</p> <p>2020年8月 当社取締役戦略部門担当役員（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松井道太郎氏は、当社に入社以来、社長直轄プロジェクトのプロジェクトリーダーとして、「新しい松井証券」を創るための全社的な意識改革を主導して参りました。また、創業家の代表者でもある同氏は、長期的な視点を持ちながら会社経営全般に関わることができる立場にあります。2020年からは戦略部門の担当役員として、当社のサービス及び組織と体制の強化に必要な戦略の立案・遂行を担って参りました。なお、当社は、創業家が株式の過半数を保有する状況にあり、創業家との建設的な対話は経営上不可欠であります。同氏が当社の経営に参画することは、会社経営上重要であると考えております。</p>
9	<p>再任 社外 独立</p> <p>い がわ もと お 井 川 元 雄 (1950年1月3日生) 15,500株</p>	<p>1973年3月 京都大学経済学部卒業</p> <p>1973年4月 日本郵船株式会社入社</p> <p>2003年4月 同社経営委員就任</p> <p>2005年6月 同社常務取締役就任</p> <p>2006年4月 同社取締役・常務経営委員就任</p> <p>2007年6月 郵船商事株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2013年6月 同社取締役相談役就任</p> <p>2014年6月 同社相談役就任</p> <p>2014年6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 井川元雄氏は、上場企業の常務取締役の経験を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続きこれらの企業経営の経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営方針・経営戦略につき、企業価値向上のための助言をしていただくこと、また指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
10	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>あん ねん じけん し</small> 安 念 潤 司 (1955年8月12日生) 0株 </p>	<p>1979年3月 東京大学法学部卒業 1982年8月 北海道大学法学部助教授就任 1985年4月 成蹊大学法学部助教授就任 1992年2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所（現在に至る） 1993年4月 成蹊大学法学部教授就任 2004年4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 2007年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任（現任） 2014年6月 当社社外取締役就任（現任） 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役就任（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 安念潤司氏は、多くの大学の法学部教授及び弁護士としての経験を有し、法律に関する豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き当社の経営を法律面において客観的な立場で独立性をもって監視していただくこと、また指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p>
11	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>お ぬき さとし</small> 小 貫 聡 (1955年2月10日生) 0株 </p>	<p>1978年3月 一橋大学経済学部卒業 1978年4月 株式会社日本興業銀行入行 2002年4月 米国みずほ証券副社長就任 2003年7月 みずほ証券株式会社市場営業グループ統括部長 2006年3月 同社執行役員市場営業グループ長 2009年4月 株式会社DIAMアセットマネジメント常務取締役就任 2011年4月 興和不動産投資顧問株式会社取締役副社長就任 2013年6月 同社代表取締役社長就任 2018年4月 興和不動産ファシリティーズ株式会社監査役就任 2020年6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 小貫聡氏は、証券業界及び運用業界において経営職を歴任し、投資顧問会社の代表取締役を務めるなど企業経営者としての経験も豊かで、金融業界全般に関する幅広い知見や金融機関経営の豊富な経験を有しております。引き続きこれらの金融業界に関する経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営につき、中長期的な戦略に関して助言をしていただくこと、また指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 芳賀真名子氏の戸籍上の氏名は、永繩^{ながなわ}真名子^{まなこ}であります。
3. 井川元雄氏、安念潤司氏及び小貫聡氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は井川元雄氏、安念潤司氏及び小貫聡氏の選任が承認された場合には引き続き、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
4. 井川元雄氏、安念潤司氏及び小貫聡氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして、それぞれ7年、7年及び1年となります。
5. 当社は、現在、井川元雄氏、安念潤司氏及び小貫聡氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約により、填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約について、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1	新任 矢島博之 や じま ひろ ゆき 矢 島 博 之	男性	社外 独立 監査役
2	新任 望月恭夫 もち づき やす お 望 月 恭 夫	男性	社外 独立 監査役
3	新任 甲斐幹敏 か い みき とし 甲 斐 幹 敏	男性	社外 独立 監査役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>や しま ひろ ゆき</small> 矢 島 博 之 (1953年12月30日生) 21,400株 </p>	<p>1976年3月 一橋大学法学部卒業 1976年4月 麒麟麦酒株式会社入社 2000年3月 同社名古屋支社販売推進第一部長 2002年9月 同社東海地区本部流通部長 2007年3月 同社経営監査部主幹 2008年3月 キリンテクノシステム株式会社監査役就任 2010年6月 当社監査役就任 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 矢島博之氏は、他企業での監査業務の経験を有し、公認内部監査人の資格を有するなど監査業務に関して幅広い経験と高い見識を有しております。現在、当社の常勤監査役としてその職責を十分に果たしており、今後は監査等委員として、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の適法性・妥当性を監査し、監査体制を強化していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>
2	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>もちづき やす お</small> 望 月 恭 夫 (1956年5月28日生) 0株 </p>	<p>1980年3月 一橋大学商学部卒業 1980年4月 株式会社三菱銀行入行 1991年2月 同行ニューヨーク支店企画管理課長 2003年4月 同行グローバルサービスセンター次長 兼 総務課長 2004年4月 望月会計事務所入所 (現在に至る) 2008年6月 当社監査役就任 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 望月恭夫氏は、大手金融機関における海外勤務も含めた豊富な経験を有し、また、税理士としての財務及び会計の専門的な知識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行の適法性・妥当性を監査する監査等委員として独立した公正な監査をしていただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は2004年3月に株式会社東京三菱銀行を退職しておりますので、独立性についても問題ないものと考えております。</p>
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>か い みき とし</small> 甲 斐 幹 敏 (1951年7月7日生) 11,198株 </p>	<p>1976年3月 東京大学法学部卒業 1976年4月 日本郵船株式会社入社 2000年8月 同社ニューフロンティアグループ長 2003年4月 同社経営企画グループ長 2007年4月 同社経営委員就任 2011年6月 同社監査役就任 2015年6月 同社アドバイザー就任 2016年4月 公益財団法人がん研究会顧問就任 (現任) 2016年6月 当社監査役就任 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 甲斐幹敏氏は、上場企業の監査役及び日本監査役協会の理事としての経験を有し、監査業務に関して高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行の適法性・妥当性を監査する監査等委員として客観的に監査意見を述べていただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 矢島博氏、望月恭夫氏及び甲斐幹敏氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏の選任が承認された場合には、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
3. 当社は、現在、矢島博氏、望月恭夫氏及び甲斐幹敏氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約により、填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約について、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
<p style="text-align: center;">あんのんじゅんじ 安念潤司 (1955年8月12日生) 0株</p>	<p>1979年3月 東京大学法学部卒業 1982年8月 北海道大学法学部助教授就任 1985年4月 成蹊大学法学部助教授就任 1992年2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所 (現在に至る) 1993年4月 成蹊大学法学部教授就任 2004年4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 2007年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任 (現任) 2014年6月 当社社外取締役就任 (現任) 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役就任 (現任)</p>
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 安念潤司氏は、多くの大学の法学部教授及び弁護士としての経験を有し、法律に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、上場企業の社外取締役(監査委員会委員)の経験を有しております。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、法律分野における専門的な見識及び実務経験を当社の監査に発揮していただけるものと期待しております。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外の取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p>	

- (注) 1. 安念潤司氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
2. 安念潤司氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 安念潤司氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
4. 安念潤司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして7年となります。
5. 当社は、現在、安念潤司氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)を当該保険契約により、填補することとしております。安念潤司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、当該保険契約について、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2004年6月27日開催の第88期定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額5億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役は3名）となります。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告35ページから36ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、今回の機関設計の変更に際して、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額5千万円以内といたしたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。本議案は、経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額として、2017年6月25日開催の第101期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額3億円以内とする旨ご承認をいただいております。

当社は、上記のストック・オプション報酬額に関する株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）の報酬の一部について、株価との連動性を高め株主との利害を一致させることにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めるため、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストック・オプション」を割り当てることとしております。

このたび、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在のストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の枠を廃止し、ストック・オプションとして取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、第6号議案で提案しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、年額3億円以内とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てるストック・オプションの内容について、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告35ページから36ページに記載のとおりであります。本件ストック・オプションは、上記のとおり「株式報酬型ストック・オプション」であり、当社における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案したものであり、当該ストック・オプションの付与は上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づき、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあること及び下記の内容を含む新株予約権割当契約を締結することを条件に付与する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

現在の取締役の員数は11名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名となり、そのうち対象者は社外取締役3名を除く8名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

1. 新株予約権の割当対象者

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）とする。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
なお、当該払込金額の払込みに代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株当たりの価額は1円として、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- (6) 各新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日翌日から3年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から6年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の行使時において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であることを要する。但し、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ア. 新株予約権の割当日の翌日から3年後の応当日（当該応当日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - イ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応当日から、新株予約権の割当日の4年後の応当日（当該応当日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - ウ. 新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日から、新株予約権の割当日の5年後の応当日（当該応当日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - エ. 新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日から、新株予約権の割当日の6年後の応当日（当該応当日を含む。）当該新株予約権を権利行使することができる期間の最終日）までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - イ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ウ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の募集事項及び細目（上記（1）から（9）までの事項におけるその他の事項を含む。）については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以 上

第105期事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

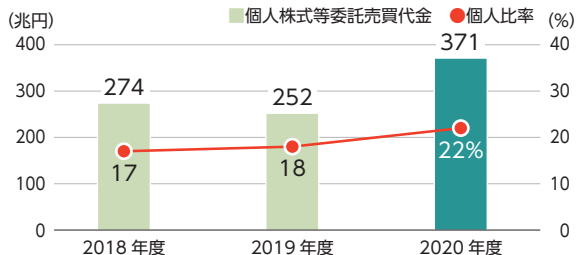
(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の国内株式市場は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により低迷した日本経済の状況とは異なり、世界各国の大規模な金融緩和や経済対策等を背景に、株価は堅調に推移しました。期初18,600円台であった日経平均株価は、欧米における経済活動再開の期待や国内における緊急事態宣言の解除、ワクチン開発の進展期待等から続伸し、6月上旬には23,000円を回復しました。その後は、新型コロナウイルスの感染再拡大への懸念や米国における追加経済対策の先行き不透明感の強まりなどから、上値の重い展開が続きましたが、11月に入ると、ワクチン開発の進展や米大統領選におけるバイデン候補優勢の報道を受けて、株価は大きく上昇する展開となりました。1月以降も米政権移行に目途が立ったことや、追加経済政策への期待が高まったこと、ワクチン普及に伴うコロナ禍終息への期待から株価は上昇し、2月中旬に日経平均株価は約30年半ぶりに30,000円台を記録しました。その後は、米長期金利の上昇が相場の重しとなるなど、28,000円台から30,000円台で上下を繰り返し、3月末の日経平均株価は29,100円台で取引を終えました。

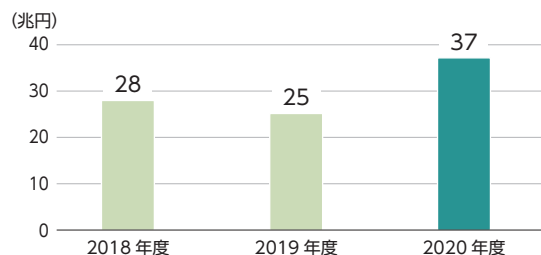
このような市場環境のなかで、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前事業年度と比較して18%増加しました。当社の主たる顧客層である個人投資家についても、株価上昇に伴う買い余力の増加等を背景に取引が拡大し、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は、同48%と大幅に増加しました。その結果、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は22%と、前事業年度の18%から大きく上昇しました。また、当社の株式等委託売買代金についても、個人投資家の売買が活発化したことを受け、同48%の増加となりました。

当事業年度における当社の取り組みとしては、良好な市場環境を背景に、投資や資産形成に対する関心が高まっている状況を踏まえ、テレビCMの配信や東京ドームにおける広告の出稿、インターネット広告の強化など、認知度向上に向けた施策及びプロモーションの強化に取り組みました。商品・サービスについては、株式取引において、新たに「短期信用取引」を開始し、信用取引の新規売り銘柄の拡充に努めたほか、株主優待の権利取得などを目的とした「クロス注文」をオンラインで受け付けるサービスを大手ネット証券で初めて導入しました。また、新スマートフォンアプリ「松井証券 株アプリ」の提供を開始し、取引の利便性向上に努めました。

■個人株式等委託売買代金と個人比率



■当社における株式等委託売買代金



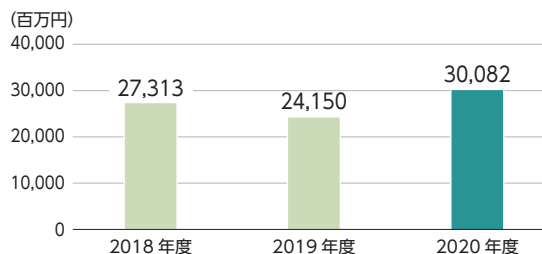
FXについては、「初めての方でも少額から簡単に始められる“あんしんFX”」をコンセプトに、新ブランド「松井証券MATSUI FX」を開始しました。投資信託については、信託報酬の一部をお客様に現金で還元する「投資毎月現金還元サービス」を開始したほか、取扱銘柄を継続的に拡充しました。その他、株式投資の銘柄探しや取引タイミングをサポートする「株の取引相談窓口」の開設や、資産運用が楽しく学べる動画の配信など、顧客向けサービスの拡充を実施しました。

なお、証券取引システムの開発・運用業務の委託先であるSCSK株式会社の元従業員が、当社のお客様になりすまして有価証券を売却し、その売却代金や別途お預かりしていた現金を不正に取得した事案を3月に公表しました。被害に遭われたお客様への返金費用は前事業年度においてSCSK社から補償を受けており、本事案が当事業年度の業績に与える重要な影響はありません。

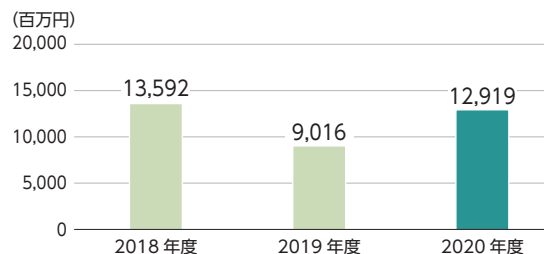
当事業年度においては、株式等委託売買代金の増加等により受入手数料が18,557百万円（対前事業年度比37.6%増）となりました。また、信用取引平均買残高の増加等により金融収支も同20.1%増の9,286百万円となりました。

この結果、営業収益は30,082百万円（同24.6%増）、純営業収益は28,672百万円（同28.3%増）となりました。また、営業利益は12,827百万円（同44.0%増）、経常利益は12,919百万円（同43.3%増）、当期純利益は10,283百万円（同67.6%増）となりました。前事業年度と比較して、営業収益、純営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益は大幅な増加となりました。新型コロナウイルスの感染拡大は株式市場に影響を与えておりますが、市場の動向そのものを別とすれば、オンライン証券という当社の業態の性質もあり、業績への重要な影響はありませんでした。

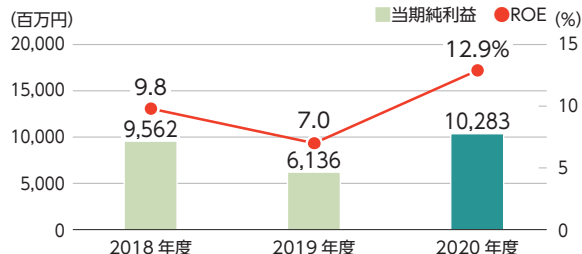
■営業収益



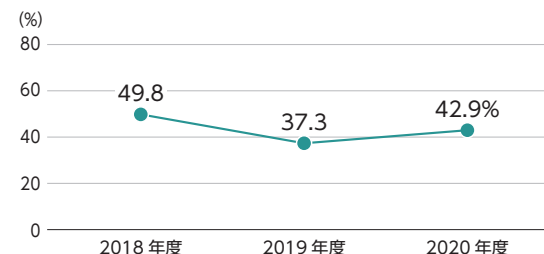
■経常利益



■当期純利益／自己資本当期純利益率(ROE)



■営業収益経常利益率



(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当社は、各事業年度において、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を行っております。当事業年度におきましては、各種新サービスの追加や取引システムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に3,530百万円の設備投資を行いました。

当社が行う資金調達は、主として信用取引貸付金の増加に対応するものですが、経常的な信用取引貸付金の増減については、銀行等金融機関からの短期借入金の増減を中心に対応しております。信用取引貸付金の水準が大きく増加する場合に備えて、社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録も行っておりますが、当事業年度末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコール・マネーを含む短期借入金によっております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う資金調達への重要な影響はありませんでした。

(3) 対処すべき課題

1. 認知度の向上

当社のコアとなる顧客層は50歳以上の個人投資家であり、口座数全体の半数、顧客の預かり資産残高全体の8割近くを占めております。このような状況は、オンライン証券業界のみならず、個人向けの金融サービスを提供する業界全体に共通する傾向と考えております。一方、当社における新規口座開設者の内訳をみると、30代以下の顧客が全体の4割超を占めており、若年層の流入もありますが、長期的な顧客層の維持・拡大のためには、特に現在の若年層における認知度の向上は重要な課題であり、継続的に当社のブランド・知名度の向上に取り組んでまいります。

当事業年度においては、テレビCMの配信や東京ドームのベンチ内に社名広告を掲出するなど、認知度向上に向けた取り組みを強化しました。また、引き続き、就職、転職、結婚、出産、育児、定年といったライフイベントを迎える顧客層に向け、プロモーションを強化しました。『不安はぜんぶ、松井にぶつける』をコンセプトとした「ライブと松井」特設サイトのコンテンツを拡充したほか、広告動画の配信、SNSを活用したキャンペーン等を実施しました。新たな取り組みとして、結婚式準備の総合ポータルサイト『マイナビウエディング』や中高年の暮らしとキャリアを豊かにする情報サイト『ミドルシニアマガジン』と連携し、資産形成のヒントとなる情報を発信しました。

2. 顧客基盤の拡大

当社を含むオンライン証券会社は、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えますが、口座数全体に対する稼働口座数の比率は低く、取引頻度が高い一部の顧客に収益の大半を依存しております。そのため、顧客の裾野拡大に継続して取り組むことが今後の課題となっております。

当事業年度においては、松井証券ポイントの交換対象にNTTドコモが提供する「dポイント」を追加しました。会員数7,900万人超、店舗やネットで利用できる提携店が約9万（店・サイト）にも上る異業種のサービスと連携することで、顧客の裾野拡大に取り組んでおります。

他方、対面型の証券会社に預けられている個人投資家の金融資産は継続的にオンライン証券業界に流入し、個人株式保有額に占めるオンライン証券会社顧客の割合は年々拡大しております。そこで当社としては、取引頻度が高い顧客向けのトレーディングサービスとして株式、先物、FXを継続して強化するとともに、取引頻度は低いものの将来に向けて資産形成を目指す顧客に向けたアセットサービスである投資信託にも注力します。当事業年度にサービスを開始した投信毎月現金還元サービスを通じて、投資信託の分野においても、対面型の証券会社からオンライン証券会社への顧客及び資産の流入推進に取り組み、新たな顧客層の獲得を図ります。

3. サービスクオリティの向上

オンライン証券各社が提供する金融商品には大きな差がないため、より利便性が高い取引ツールや有益な投資情報により、お客様にとって価値の高い証券会社と感じられる取り組みが重要だと考えております。

当事業年度においては、「松井証券 株アプリ」の提供を開始し、よりシンプルで操作しやすい画面と充実した情報検索により、情報収集から取引まで一つのアプリで完結できるようにしました。また、新たな投資情報ツールとして、アクティビストを含む大口投資家の取引動向を把握し、株価チャートと組み合わせる「アクティビスト追跡ツール」の提供を開始しました。他にも、投資情報メディア「マネーサテライト」を新設し、これから投資を始める初心者から上級者まで、資産運用をサポートする投資情報の提供を強化しました。

4. 取引システムの安定性の確保及びセキュリティの強化

取引システムの安定性の確保は、オンライン証券会社の生命線です。顧客が安心して取引することができるよう、システム障害やサイバー攻撃、自然災害といった想定されるリスクへの対策を講じるとともに、取引量の増加に備えたキャパシティを確保し、取引システムの安定的な稼働に努めます。

当事業年度においては、セキュリティ強化を目的として、パスワードや取引暗証番号の設定をより複雑な条件としたほか、出金先銀行の登録・変更手続き時におけるSMS認証を導入しました。

SCSK社の元従業員による不正行為に関しては、当社の監視態勢が十分でなかったことが原因であると認識しております。再発防止策として権限管理とモニタリングの強化を実行いたしました。今後においては、通信ネットワーク管理の強化等を通じて、委託先の管理態勢をさらに強化し、引き続き信頼回復に努めていく所存です。

5. コンプライアンス体制の強化及び顧客サポート体制の充実

当社は、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス体制について、より一層の強化に努めます。また、商品・サービスの拡充に伴う業容拡大に対応するため、店舗を有しないオペレーションの特殊性を踏まえ、コールセンターを通じた顧客サポート体制についても更なる充実を図ります。

当事業年度においては、お客様一人ひとりのご希望や投資スタンスに寄り添い、銘柄探しや取引タイミング等の意思決定をサポートする「株の取引相談窓口」を開設しました。また、FXでは夜間も利用可能な無料の電話相談窓口「MATSUI FX あんしんサポート」を開設し、安心して取引いただける顧客サポート体制を整備しました。なお、当社のコールセンターは、第三者評価機関であるHDI-Japan（ヘルプデスク協会）が主催する「2020年度問合せ窓口格付け（証券業界）」において、最高評価の「三つ星」を10年連続で獲得しております。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第102期 (2017.4.1～2018.3.31)	第103期 (2018.4.1～2019.3.31)	第104期 (2019.4.1～2020.3.31)	第105期 (当事業年度) (2020.4.1～2021.3.31)
営 業 収 益	32,210	27,313	24,150	30,082
(うち受入手数料)	(18,968)	(14,986)	(13,490)	(18,557)
経 常 利 益	18,632	13,592	9,016	12,919
当 期 純 利 益	12,908	9,562	6,136	10,283
1株当たり当期純利益	50円28銭	37円24銭	23円89銭	40円02銭
総 資 産	836,318	695,993	708,314	961,791
純 資 産	98,751	96,579	80,285	79,213

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 主要な事業内容

1. 株式等委託売買業務

顧客の委託を受けて、国内外の有価証券の売買、市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」といいます。）を執行する業務です。

2. 引受・売出し業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、発行体のためにその販売を引き受けて顧客に販売する業務です。

3. 募集・売出しの取扱業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、顧客に販売する業務です。

4. 外国為替証拠金取引業務

取引証拠金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務です。

5. その他の取扱業務

ウェブサイトを利用した広告業務等です。

6. トレーディング業務

自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務です。

(6) 主要な営業所

1. 当 社 本 店 東京都千代田区麹町一丁目4番地
2. 札幌センター 北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	12名増	40歳1か月	12年5か月

(注) 上記のほか、嘱託3名が在職しております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	短期借入金	28,000 百万円
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	25,000
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	20,000
株式会社静岡銀行	短期借入金	5,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	9,406

(注) コール・マネーを除く主要なものを記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 259,264,702株 (自己株式 2,304,946株を含む)

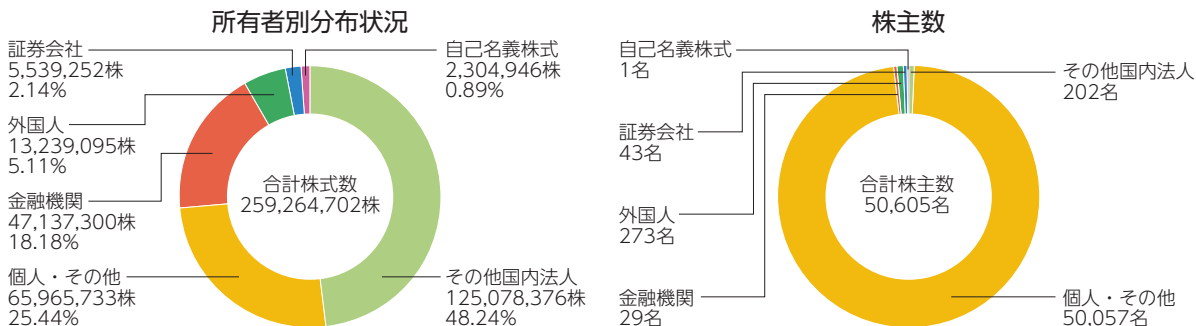
(2) 株 主 数 50,605名 (前期末比 5,077名減)

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 丸 六	86,812 千株	33.78 %
有 限 会 社 松 興 社	35,722	13.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,676	10.38
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	9,183	3.57
松 井 千 鶴 子	5,321	2.07
松 井 道 太 郎	5,262	2.05
三 木 千 明	5,262	2.05
松 井 佑 馬	5,262	2.05
松 井 道 夫	4,464	1.74
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 口)	2,946	1.15

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

株主分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	和里田 聰	
常務取締役	鶴澤 慎一	コーポレート部門担当役員
取締役	佐藤 邦彦	IT部門担当役員
取締役	雑賀 基夫	法務・コンプライアンス部門担当役員
取締役	柴田 誠史	事業部門担当役員 兼 IT部門担当役員（IT戦略担当）
取締役	芳賀 真名子	人事・総務部門担当役員
取締役	田中 豪	営業部門担当役員
取締役	松井 道太郎	戦略部門担当役員
取締役	井川 元雄	
取締役	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授、渡部晃法律事務所弁護士 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	小貫 聡	
常勤監査役	矢島 博之	
監査役	望月 恭夫	望月会計事務所税理士
監査役	甲斐 幹敏	公益財団法人がん研究会顧問

- (注) 1. 取締役井川元雄氏、安念潤司氏及び小貫聡氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役矢島博之氏、監査役望月恭夫氏及び甲斐幹敏氏は、社外監査役であります。
3. 各社外役員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役望月恭夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は公益財団法人がん研究会に対して寄付を行った実績があります。
6. 上記のほか、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
7. 当社と各社外役員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会決議により定めており、その内容は、以下のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な観点から検討を行っているため、取締役会としては決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社内取締役については、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえた報酬（基本報酬と株式報酬型ストック・オプションから構成する。）とする一方、社外取締役については、独立性を確保するため株式報酬型ストック・オプションを付与せず、基本報酬のみとすることを基本的な考え方とする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえて決定する。各事業年度の取締役の基本報酬についてはその決定を、代表取締役、社外取締役全員で構成される指名報酬委員会に委ねる決議を取締役会で行い、株主総会決議の定める総額の範囲で、指名報酬委員会が決定する。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬には、業績連動報酬は含まないが、業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、社内取締役に対して毎年一定の時期に株式報酬型ストック・オプションを付与する。その公正価値の算定に当たっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、基本報酬と同様、個別の取締役の役位・役割及び業績も勘案して決定する。なお、株式報酬型ストック・オプションを付与する個数に関して当社の業績を示す指標を基礎とする具体的な算定方式は定めておらず、権利行使条件に業績を示す指標等を基礎とする算定方式も含まれていない。

④基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社では、社内取締役の報酬等の支給割合について、基本報酬70%、株式報酬型ストック・オプション30%を基本的な考え方とするが、当社の主たる事業の業績は、経済環境や相場環境の状況等によって、大きく左右されることから、支給割合については基本的な考え方とかい離することがある。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

基本報酬については、指名報酬委員会が、株主総会で決議された範囲内で決定する。株式報酬型ストック・オプションについては、指名報酬委員会がその付与内容を立案し、取締役会にて決定する。

2.取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、基本報酬については、2004年6月27日開催の第88期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月25日開催の第101期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして年額3億円以内(社外取締役を除きます。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除きます。)の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2001年6月1日開催の第85期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき指名報酬委員会が取締役の基本報酬を決定しております。指名報酬委員会の構成員は、代表取締役社長である和里田聰並びに社外取締役である井川元雄、安念潤司及び小貫聡であります。その権限の内容は、取締役の基本報酬の内容の決定及び取締役会に付議する取締役の株式報酬型ストック・オプション付与の原案の決定です。これらの権限を委任した理由は、取締役の報酬等に関する手続きの透明性の向上を図るためであります。

4.取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	341(20)	227(20)	113(-)	12(3)
監査役 (うち社外監査役)	28(28)	28(28)	-(-)	3(3)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2020年6月28日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、2002年6月16日開催の第86期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して204百万円支給しております。
3. 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容は上記決定方針に記載のほか以下のとおりです。

項 目	内 容
目的である株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権 1個あたり100株)
新株予約権の行使価額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日翌日から3年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から6年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。 ②期間の経過に応じて段階的に定められた区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

交付状況

新株予約権の回数	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
新株予約権の数	54個	216個	503個	471個	737個	1,348個

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	井 川 元 雄	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また、企業価値向上のための助言や指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価・監督を行い、期待された役割を果たしております。
社 外 取 締 役	安 念 潤 司	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、法律家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また、法律面において客観的に経営を監視し、指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価・監督を行い、期待された役割を果たしております。
社 外 取 締 役	小 貫 聡	2020年6月28日の取締役就任後に開催された取締役会15回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と、金融業界全般に関する幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。また、経営における中長期的な戦略に関する助言や指名報酬委員会の一員として業務執行の適切な評価・監督を行い、期待された役割を果たしております。
社 外 監 査 役	矢 島 博 之	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	望 月 恭 夫	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地や、金融機関における豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	甲 斐 幹 敏	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
PwCあらた有限責任監査法人
 - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 1. 当事業年度に係る報酬等の額
36百万円
 2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
38百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて、当社の事業内容や事業規模を踏まえ、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2) 1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。
 3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が3百万円あります。
 - (3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人から「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する保証業務の提供を受けております。
 - (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社都合の場合のほか、会計監査人が法令諸規則に違反した場合及び公序良俗に反する行為があった場合に、当該会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断したときは、解任又は不再任の決定を行う方針です。
- (注) 本事業報告中に記載されている数値は、別途注記がある場合を除いて表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	949,221	流動負債	879,393
現金・預金	56,952	トレーディング商品	219
預託金	564,012	デリバティブ取引	219
金銭の信託	2,846	約定見返勘定	39
トレーディング商品	2,146	信用取引負債	57,226
商品有価証券等	24	信用取引借入金	9,406
デリバティブ取引	2,121	信用取引貸証券受入金	47,819
信用取引資産	282,931	有価証券担保借入金	23,160
信用取引貸付金	277,143	有価証券貸借取引受入金	23,160
信用取引借証券担保金	5,788	預り金	335,941
有価証券担保貸付金	30,353	顧客からの預り金	326,112
借入有価証券担保金	30,353	その他の預り金	9,829
立替金	65	受入保証金	248,255
顧客への立替金	65	有価証券等受入未了勘定	2
その他の立替金	0	短期借入金	207,900
募集等払込金	764	前受収益金	18
短期差入保証金	4,510	未払金	981
前払金	3	未払費用	1,373
前払費用	177	未払法人税等	3,658
未収入金	89	賞与引当金	253
未収収益	4,480	その他	368
貸倒引当金	△107	固定負債	251
		長期借入金	50
		その他	201
固定資産	12,571	特別法上の準備金	2,933
有形固定資産	1,608	金融商品取引責任準備金	2,933
建物	273	負債合計	882,578
器具備	901	純資産の部	
土地	434	株主資本	77,205
無形固定資産	5,618	資本金	11,945
ソフトウェア	5,618	資本剰余金	9,799
その他の資産	0	資本準備金	9,793
投資その他の資産	5,345	その他資本剰余金	6
投資有価証券	3,490	利益剰余金	57,205
出資	8	利益準備金	159
長期貸付金	427	その他利益剰余金	57,046
長期差入保証金	464	繰越利益剰余金	57,046
長期前払費用	65	自己株	△1,743
繰延税金資産	1,011	評価・換算差額等	1,741
長期立替金	1,143	その他有価証券評価差額金	1,741
その他の	89	新株予約権	267
貸倒引当金	△1,353	純資産合計	79,213
資産合計	961,791	負債・純資産合計	961,791

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		30,082
受入手数料	18,557	
トレーディング損益	828	
金融収益	10,696	
その他の営業収益	2	
金融費用		1,410
純営業収益		28,672
販売費・一般管理費		15,845
営業利益		12,827
営業外収益		144
営業外費用		52
経常利益		12,919
特別利益		1,994
投資有価証券売却益	1,994	
特別損失		95
固定資産除売却損	7	
金融商品取引責任準備金繰入れ	88	
税引前当期純利益		14,818
法人税、住民税及び事業税	4,682	
法人税等調整額	△147	
当期純利益		10,283

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2020年4月1日残高	11,945	9,793	4	9,797	159	57,682	57,841
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△10,919	△10,919
当期純利益						10,283	10,283
自己株式の処分			1	1			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	△636	△636
2021年3月31日残高	11,945	9,793	6	9,799	159	57,046	57,205

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日残高	△1,794	77,789	2,290	2,290	206	80,285
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△10,919				△10,919
当期純利益		10,283				10,283
自己株式の処分	52	53				53
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△549	△549	60	△488
事業年度中の変動額合計	52	△583	△549	△549	60	△1,071
2021年3月31日残高	△1,743	77,205	1,741	1,741	267	79,213

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

松井証券株式会社
取締役会 御中

P W C あらた 有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部署その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の当社の委託先であるSCSK株式会社の元従業員による不正行為につきましては、再発防止策が実施され、管理体制が強化されていることを確認しております。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

松井証券株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢 島 博 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 望 月 恭 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 甲 斐 幹 敏 ㊟

以 上

サービスのご案内 (ご参考)

リニューアル

松井証券 MATSUI FX

MATSUI FXとは

「初心者でも少額から簡単に始められる“あんしんFX”」をコンセプトに、2021年3月、FXサービスをブランドリニューアルしました。

100円から取引できる

取扱20通貨ペアすべてを1通貨単位から取引できます。
しかも、全通貨ペアについて手数料は0円。
FXを始める方にやさしい取引環境をご用意しています。

松井証券 MATSUI FX ブランドロゴ

松井証券
MATSUI FX

新スマホアプリ

松井証券 株アプリ

知りたい情報を手軽に確認

保有資産や注文の状況、市況情報が一目で確認できる「マイページ」や、優待・テーマなど、様々な切り口で旬な銘柄を検索できる「銘柄検索」が利用できます。

投資スタイルに合った発注が可能

必要最小限の操作でスピーディに発注できる「シンプル注文」、注文条件を細かく設定し高機能な取引ができる「詳細注文」が利用できます。



取扱商品のリスクおよび手数料の説明

個別商品・サービスごとの投資にかかるリスクおよび手数料等をご説明します。個別商品のお取引にあたっては、上場有価証券等書面、最良執行方針、契約締結前交付書面、目録見書、取引規程、取引ルール、約款等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。(以下の情報は、2021年4月30日現在のものです。)

現物取引

株式取引は、株価の変動等により損失が生じるおそれがあります。株式取引の委託手数料はインターネット経由の場合1日の約定代金の合計により決定し、100,000円(税込110,000円)が上限です。

信用取引

信用取引は株価の変動等により損失を生じるおそれがあります。また、差入れる委託保証金額の約3.3倍まで取引ができるため、損失額が差入れた保証金の額を上回る可能性があります。制度信用、無期限信用および短期信用取引の委託手数料はインターネット経由の場合1日の約定代金の合計により決定し、100,000円(税込110,000円)が上限です。弁済期限の前営業日までに建玉が決済さ

れなかった場合、お客様の口座において当社の任意で当該建玉を決済します。その際の手数料は、約定代金×1%(税込1.1%) (最低20円(税込22円))です。ただし、短期信用取引の場合は、1日の約定代金の合計により決定し、100,000円(税込110,000円)が上限です。信用取引は、買付けは買付代金に対する金利、売付けは売付株式等に対する貸付料がかかります。短期信用取引のプレミアム空売りは貸付料に加えて、1日につき1株あたり、短期信用取引プレミアム空売り料決定日の終値×0.2%が上限の短期信用プレミアム空売り料がかかります。信用取引は、その他、品賃料(逆日歩)、管理費、名義書換料、権利処理手数料が発生する場合があります。委託保証金は取引額の30%以上、最低30万円が必要です。委託保証金の種類、委託保証金率および代用有価証券の掛目は当社独自の判断によって変更することがあります。制度信用取引、無期限信用取引および短期信用取引では、返済の期限等について異なる制約があります。無期限信用、短期信用取引は、合併や株式分割等の事象が発生した場合や、株式の調達が困難となった場合等に返済期限を設定するまたは繰り上げることがあります。

投資信託

投資信託は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。投資信託の購入時手数料は無料ですが、信託報酬等の諸経費を負担いただきます。当社が個別の投資信託について表示する各種情報は、将来の市場環境の変動等を網羅しておらず、将来の運用成果を→次ページへ★

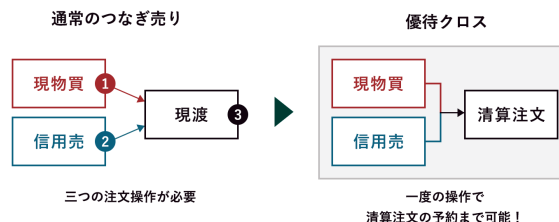
新登場 短期信用取引

短期信用取引とは

株主優待取得の「つなぎ売り」などに便利な、返済期限が14日の一般信用取引です。

クロス注文機能(優待クロス注文)

株主優待取得の「つなぎ売り」に必要な「現物買」と「信用新規売」を一度の発注操作で行える注文方法です。反対売買の清算予約注文を利用することで、自動的に返済することも可能です。



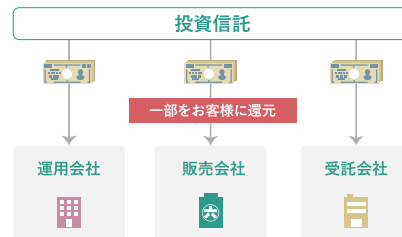
好評 投資信託 毎月現金還元サービス

投資信託をお預けただけで、口座に毎月現金を還元

松井証券は、販売会社が受け取る信託報酬(投資信託から天引きされるコスト)のうち年率0.3%(税抜)を超える分をお返しします。

他社でお持ちの投資信託も、松井証券に移し替えればサービスの対象となります。

※投資信託の基準価額の変動や信託報酬率の変更等により、還元金額は上下します。



★→保証していません。毎月現金還元サービスは、投信残高に応じて毎月現金が還元され、平均保有金額の変動により還元額も変動します。投資信託によって還元率は異なります。サービスの対象は、当社が受け取る信託報酬が、0.3%(税抜)を超える投資信託です。ETF、米ドルMMF、iDeCoで保有している投資信託はサービスの対象外です。

FX

FX(外国為替証拠金取引)は、金利変動等による通貨の価格の変動、金利差調整額(スワップポイント)の支払により損失が生ずることがあります。また、取引金額が差入れる証拠金の額に比して大きい場合、差入れている証拠金額を上回る損失が発生することがあります。本サービスでは、損失が一定比率以上になった場合に自動的に反対売買により決済されるロスカットルールが設けられていますが、急激に為替相場が変動した場合や、スプレッドの拡大が行われた場合、意図した取引ができない可能性や元本超過損が生じる可能性があります。取引手数料は無料です。ただし、受渡決済手数料は通貨別で約定通貨数量×1~20円です。取引する通貨ペアで、より高金利の通貨を売付ける場合はスワップポイントの支払が発生します。※スワップポイントの額は、その時々金利情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。取引通貨の為替レートに応じた取引額に対して一定の証拠金率以上で当社が定める金額の証拠金が必要となります。一定の証拠金率とは以下のとおりです。<個人口座>レバレッジコースに応じて、4%~100%の間で設定した証拠

金率<法人口座>一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率。当社が提示する各通貨の売付価格と買付価格には差(スプレッド)があります。スプレッドは通貨ペアごとに異なり、また、外国為替相場の状況等により、拡大する場合があります(相場の急変時、経済指標の発表時、著しい流動性の低下時等)。当社またはカバー先の業務や財産の状況が悪化した場合には、お客様が損失を被る危険があります。外国為替相場の急変時、安定的かつ適切な価格を配信できる状態にないと当社が判断した場合に、価格配信、注文受付および約定処理を停止する場合があります。

口座基本料

口座基本料は個人の場合には原則無料です。各種書面の郵送交付には、年間1,000円(税込1,100円)をご負担いただく場合があります。

業者名等 松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

(新型コロナウイルス感染症の影響により、入場制限や会場の変更を行う場合がございます。その場合には、当社ウェブサイトでご案内いたします。)



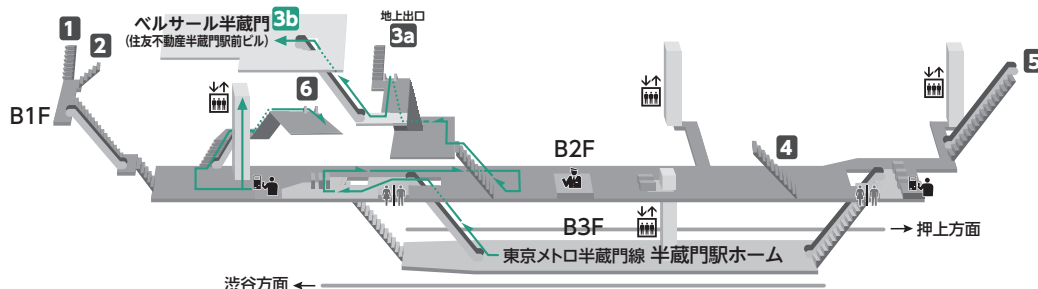
●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。議決権行使については、本書4ページをご覧ください。

●上記に伴い、株主総会にご出席の株主様へお配りするお礼の品(お土産)は中止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【交通】

東京メトロ 半蔵門線 「半蔵門駅」 3b出口 直結
有楽町線 「麹町駅」 1番出口 徒歩約6分

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り。



- 午後0時20分に開場いたします。
- 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
- 会場内はすべて禁煙となります。
- ご飲食物の持込はお断りしております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

